■2027 年度Ｓ日程　法曹コース特別選抜入学試験・卒業見込者特別入学試験
法律科目試験「憲法」問題の出題趣旨・解説

【出題趣旨】

地方議会議員の出席停止処分についての司法審査の可否に関する岩沼市議会事件判決（最大判 2020［令和 2］年 11 月 25 日）を素材としつつ、陳謝文の朗読を求める処分について、思想・良心の自由の問題も問うこととした。

【解説】

地方議会議員に対する出席停止処分については、かつてはいわゆる「部分社会」の問題として司法審査の対象とならないとされてきたが、岩沼市議会事件判決は判例変更により原則的に司法審査の対象となるとした。設問 1 においては、県議会側の主張に対する反論の形をとって、出席停止処分により議員としての中核的な活動をすることができなくなり議員としての職責を十分に果たせなくなるから議会の自主的、自律的な解決に委ねられるべきとはいえないこと、かつ議員に対する懲罰の種類・手続は法定されているから法令の解釈により終局的に解決可能であることを指摘して、司法審査の対象となると主張することになる（「法律上の争訟」（裁判所法 3 条）の要件を満たすと主張することも可能）。

設問 2 においては、まずは、憲法 19 条の「良心」の内容に関する見解の対立を踏まえ、それぞれの見解により陳謝決議が憲法 19 条に反するかを論ずることになる。また、謝罪広告事件判決（最大判 1956［昭和 31］年 7 月 4 日）にならい、「単に事態の真相を告白し陳謝の意を表明するに止まる程度のもの」であれば謝罪広告の強制も憲法 19 条に違反しないとの原則を確認しつつ、本問の陳謝決議が同判決の許容範囲にとどまるかを論じることや、さらに新聞への謝罪広告の掲載と自らが議場で陳謝文を朗読することの違いを踏まえて、同判決の射程が及ばないとする主張をすることも考えられる。

［採点実感］

設問 1 に関しては、岩沼市議会事件判決ばかりか、そもそも部分社会の法理についての知識が欠けている答案がかなりあった。統治部門についても基本的な学習は怠らないようにしてほしい。

設問 2 についても、基本判例である謝罪広告事件判決についての知識が欠けている答案が目立った。審査基準の設定と当てはめにもちこもうとする傾向が強いが、思想・良心の自由に関しては保護範囲の確定が重要であることに留意すべきである。

以　上